

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ダイフク			コード	6383
提出日	2025/10/22	異動（予定）日	2025/10/13		
独立役員届出書の提出理由	社外取締役 加藤格氏が2025年10月13日に逝去し、退任となったため。				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
１	小澤義昭	社外取締役	○										△					有	
２	金子圭子	社外取締役											○						
３	ギディオンの・フランクリン	社外取締役	○													○		有	
４	吉田晴行	社外取締役	○										○					有	
５	神崎夕紀	社外取締役	○										○					有	
６	宮島司	社外監査役	○													○		有	
７	和田信雄	社外監査役	○													○		有	
８	箱田英子	社外監査役	○										○					有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役小澤義昭氏は、当社の会計監査人であるあらた監査法人（現PwC Japan有限責任監査法人）の代表社員でありましたが、2012年9月に同監査法人を退所され、その後、当社と同氏との間には一切の取引は存在していません。	社外取締役小澤義昭氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、海外駐在も経験されており、大学教授として会計学を教えています。経営への透明性確保と経営への監督機能を高めるため、専門的見地から助言・提言をいただいています。当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物だと考えています。上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
2	社外取締役金子圭子氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業に所属しています。当社から同事務所へ個別案件を業務委託することはありますが、同事務所と当社は顧問契約は結んでおらず、その取引額は同事務所及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満と僅少となっています。	社外取締役金子圭子氏は、商社での実務経験や大学院准教授等の経験を有し、現在は弁護士として、 ・企業買収・合併・会社分割 ・会社の日常的な取引や経営等に関する一般的な助言や労働紛争に関する助言 ・資源エネルギー分野及び自動車、薬事・食品分野における規制への助言 などの分野で活躍されており、専門的見地からはもちろん、従来にない視点から経営への透明性確保と経営への監督機能を高めるため、助言・提言をいただいています。当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外取締役としての任務を全うできる人物だと考えています。上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業の方針により、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての指定は行いませんが、当社が定めた独立性判断基準をすべて満たしており、当社としては独立性が十分確保されていると判断しています。
3	該当事項はありません。	社外取締役ギディオンのフランクリン氏は、国際的な金融機関等でアナリスト、M&Aアドバイザー、経営者として、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、グローバル経営に関する豊富な知見に基づき、取締役会の多様性を高め、従来にない視点から、経営への透明性確保と経営への監督機能を高めるため、助言・提言をいただいています。当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物だと考えています。上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
4	社外取締役吉田晴行氏は、杉本商事株式会社の社外取締役です。当社と当社との間には取引があるものの、その取引額は同社及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満です。同社はダイフク取引先持株会の会員として当社株式を保有していますが、議決権所有割合は10%未満です。また、同氏が2024年6月まで所属していた株式会社クボタとの間にも取引があるものの、その取引額は同社および当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満です。	社外取締役吉田晴行氏は、株式会社クボタの執行役員および同グループ米国法人のトップを務められるなど、企業経営者としてのグローバルな経験と幅広い見識を有しており、経営への透明性確保と経営監視・監督機能を高めるため、助言・提言をいただけると判断しています。当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物だと考えています。上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。

5	社外取締役神崎夕紀氏が2024年3月まで所属していたキリンホールディングス株式会社及び協和発酵バイオ株式会社と当社との間には取引があるものの、その取引額は同社及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満です。	社外取締役神崎夕紀氏は、キリンホールディングス株式会社及びそのグループ会社において役員を務めるなど、製造業において現場のモノづくりに一貫して取り組み、買収した企業の事業再生と構造改革、組織風土改革の推進の主体を担ってこられました。その豊富な経験・見識をもとに、生産分野はもとより、取締役会においても経営への透明性確保と経営監視・監督機能を高めるための助言・提言をいただけると判断しています。 当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物だと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
6	該当事項はありません。	社外監査役宮島司氏は、法律を専門とする大学教授で、学識経験者としてまた法律の専門家としての高い見識と幅広い経験から経営への透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物とを考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
7	該当事項はありません。	社外監査役和田信雄氏は、物性物理学の実験研究を専攻し、大学で長年教授を務めていました。学識経験者としての高い見識と幅広い経験から経営への透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物とと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。
8	社外監査役箱田英子氏は、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の社外監査役です。同社は当社株式を保有していますが、議決権所有割合は10%未満です。また、2023年12月まで森・濱田法律事務所に所属していましたが、当社は同事務所と当社と委任契約関係があるものの、同氏が当社の委任案件に関与したことはなく、当社と同事務所との間における取引額は、同事務所の年間収入及び当社売上高のいずれにおいても1%未満です。	社外監査役箱田英子氏は、弁護士として長くグローバルビジネスに携わり、ファイナンス、国際商取引、コーポレートガバナンスに関する実績と高度な専門知識を有しています。こうした同氏の幅広い経験・高い見識から、経営への透明性確保と経営監視・監査機能を高めるための助言・提言をいただいています。 当社との人的関係、資本的关系、または取引関係その他の利害関係がなく、独立・客観的な立場で社外監査役としての任務を全うできる人物とと考えています。 上記により、上場会社として一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断いたしました。

4. 補足説明

金子圭子氏は、所属事務所の方針により、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての指定は行いませんが、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定めた独立性判断基準をすべて満たしており、当社としては独立性が十分確保されていると判断しています。 吉田晴行氏はオカダアイヨン株式会社の社外取締役です。同社と当社との間に取引関係はありません。上述のとおり、同氏の独立性は十分に保てるものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たすものと判断しており、当社第109回定時株主総会において選任された場合には、独立役員に指定いたします。 神崎夕紀氏は上述のとおり、同氏の独立性は十分に保てるものであり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たすものと判断しており、当社第109回定時株主総会において選任された場合には、独立役員に指定いたします。 なお、当社の独立性判断基準は、招集通知及びコーポレートガバナンス報告書にて開示していますので、詳細はそれらをご参照ください。
--

- ※ 1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※ 2 役員の属性についてのチェック項目
 - a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※ 3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※ 4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※ 5 独立役員の選任理由を記載してください。